

Japan: Inbound Tax Alert

内国法人代表者の居住者要件の廃止

2015 年 4 月 No. 12

Contents

これまでの取扱い

改正後の取扱い

2015 年 3 月 16 日、法務省は、内国会社の代表取締役の全員が日本に住所を有しない場合の登記の申請の取扱いについて通知を発し、内国法人の代表者のうち少なくとも 1 名は日本に住所を有しなければならないという居住者要件を廃止した。

これまでの取扱い

これまで、法務省民事局の回答に従い、代表取締役が日本に住所を有しない内国株式会社の代表取締役の重任または就任の登記について、代表取締役のうち少なくとも 1 名が日本に住所を有する場合でない限り、その登記の申請は受理すべきでないと言われていた。したがって、内国法人の設立のためには居住者である代表取締役を 1 名以上置く必要があった。

改正後の取扱い

内国法人の代表者のうち 1 名以上は居住者でなければならないという居住者要件の廃止は、株式会社の代表取締役のみならず、合同会社・合資会社等の代表社員、特定目的会社の代表取締役、投資法人の執行役員および投資事業有限責任組合の無限責任組合員等にも適用される。したがって、外国企業が日本に進出する際に、代表者のすべてが非居住者である場合にも、日本で会社を設立することができるようになった。なお、代表者のうち 1 名は日本の居住者でなければならないという規定がある法律に基づき設立される法人に関しては、当該改正の適用はされない。また、外国法人の日本における代表者については、会社法の規定により代表者のうち 1 名以上の居住者を置くことを要件としているため、当該改正の適用はされない。



Deloitte's View

内国法人代表者の居住者要件の廃止は、以下の理由により日本に進出しようとする外国企業から強く望まれていた。

- 昨今の企業活動の国際化の中、海外の親会社の人材を設立当初から日本の子会社の代表者とするにより、機を逃すことなくタイムリーに日本で企業活動を行うことができる
- 海外の有能な人材を代表者として活用することができる
- インターネットが発達した社会状況の中、海外から日本の子会社の経営管理を行うことができる

なお、税務申告書には代表取締役等の署名が必要であり、署名することは申告書の内容を把握し、その内容が正しいと宣誓することになり、居住者である代表者がいない場合にも、署名の手続きが適正に行えるようにしておくことが望まれる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/inboundtaxnewsletter

Japan: Inbound Tax Alert 読者登録

本ニュースレターを email で受信をご希望の方は、お名前、部署、お役職と email アドレスを deloitte-tokyo.newsletter@tohatsu.co.jp 宛てにお送りください。

問い合わせ

税理士法人トーマツ 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

インバウンド グループ

本ニュースレターに関する質問は、下記の担当者までご連絡ください。

グループリーダー パートナー 金 洋浩 yangho.kim@tohatsu.co.jp Tel: 03 6213 3841

ビジネス タックス サービス

パートナー 呉 純 sunie.oue@tohatsu.co.jp Tel: 03 6213 3753

パートナー 高原 潤 jun.takahara@tohatsu.co.jp Tel: 03 6213 3946

間接税サービス

パートナー 岡田 力 chikara.okada@tohatsu.co.jp Tel: 03 6213 3900

グローバル エmployer サービス

パートナー Russell Bird russell.bird@tohatsu.co.jp Tel: 03 6213 3979

シニアマネジャー Frances Somerville frances.somerville@tohatsu.co.jp Tel: 080 3412 3462

移転価格サービス

パートナー Timothy O'Brien timothy.obrien@tohatsu.co.jp Tel: 03 6213 3923

パートナー 澤田 純 jun.sawada@tohatsu.co.jp Tel: 03 6213 3927

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含む)がこれに限定され、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。